

京都市立小学校冷房化等事業

入札説明書

平成 17 年 6 月 30 日

京 都 市

【 目 次 】

第1 入札説明書等の定義.....	1
第2 対象事業の概要等	1
1 事業の概要.....	1
2 入札参加資格に関する事項	4
3 入札手続き等.....	6
4 入札説明書等に関する質問及び回答	7
5 現地見学の実施	8
6 現地見学を踏まえての質問及び回答	8
7 入札参加資格確認の手続(第一次審査)	9
8 入札の日時及び場所等	10
9 入札保証金及び契約保証金	12
10 落札者の決定方法等	12
11 選定事業者に対する小学校図面データの交付	13
12 手続きにおける交渉の有無	13
13 基本協定書の締結	13
14 特別目的会社の設立	14
15 事業契約書の締結等	14
16 支払条件等	14
17 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	15
18 議会の議決に付すべき契約の締結	15
19 その他	15
第3 事業実施に関する事項	16
1 選定事業者の権利義務に関する制限	16
2 市と選定事業者の責任区分	16
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
4 事業実施に関する事項	17
5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	19
6 その他	19
第4 提出書類	21
別紙 入札価格の算定方法について	22
1 サービス対価の基本的な考え方	22
2 入札価格と落札価格の関連について	22
3 落札価格とサービス対価の関連について	22
4 入札価格の算定方法	22

第 1 入札説明書等の定義

京都市（以下「市」といいます。）は、「京都市立小学校冷房化等事業」（以下「本事業」といいます。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」といいます。）に基づき実施するため、平成 17 年 5 月 20 日に公表した「京都市立小学校冷房化等事業に関する実施方針」（以下「実施方針」といいます。）及び実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業を P F I 法第 6 条の規定により実施することが適切であると認め、本事業を「特定事業」として選定し、平成 17 年 6 月 27 日に公表しました。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に交付するものです。

入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類（以下「入札書類」といいます。）を提出するものとします。

なお、本入札説明書に併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義します。

- 別添資料 1 京都市立小学校冷房化等事業入札説明書様式集（以下「様式集」といいます。）
- 別添資料 2 京都市立小学校冷房化等事業要求水準書（以下「要求水準書」といいます。）
- 別添資料 3 京都市立小学校冷房化等事業落札者選定基準（以下「落札者選定基準」といいます。）
- 別添資料 4 京都市立小学校冷房化等事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」といいます。）
- 別添資料 5 京都市立小学校冷房化等事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」といいます。）

第 2 対象事業の概要等

1 事業の概要

(1) 事業名称

京都市立小学校冷房化等事業

(2) 事業場所

京都市立元町小学校（京都市北区西元町 14 番地）他 155 校

(3) 事業期間

事業契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

うち、空気調和設備の設計及び施工期間は事業契約締結日から平成 18 年 8 月 23 日まで、空気調和設備の維持管理等の期間は平成 18 年 8 月 24 日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

(4) 事業概要

選定事業者（入札説明書の定めるところにより、本事業を実施するものとして選定された P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいいます。以下同じです。）は、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社を設立し、市が本事業の対象として指定する京都市立小学校（以下「対象校」といいます。）の敷地及び建物にある普通教室等において、新たに空気調和設備の設計、施工を行った後、直ちに、市に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務等を行う B T O 方式により実施します。

本事業は、空気調和設備の設計及び施工並びに維持管理に係る対価として、市が選定事業者に費用を支払うものとします。

(5) 施設の概要等

本事業の対象校の名称及び所在地は【添付資料 1】「対象校一覧」に記載しています。
整備する空気調和設備等の概要は、要求水準書に示します。

(6) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりとします。
なお、各業務における具体的な内容は、要求水準書及び事業契約書（案）に示します。

ア 空気調和設備の設計業務

- ・ 空気調和設備の設計のための現況調査業務
- ・ 空気調和設備の施工に係る設計業務
- ・ 工事図面の作成業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

イ 空気調和設備の施工業務

- ・ 空気調和設備の施工業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

ウ 工事監理業務

- ・ 空気調和設備の施工に係る工事監理業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

エ 空気調和設備の所有権移転業務

- ・ 選定事業者は、各空気調和設備の施工後、設備等の所有権を市に移転するものとします。

オ 維持管理業務

- ・ 点検、保守、修繕その他一切の設備保守管理業務（フィルター清掃・消耗品交換等）

- ・ 緊急時対応業務（問い合わせ対応，緊急出動，緊急修繕等）
- ・ 空気調和設備の運用に係るエネルギー使用量の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係る機器稼働時間の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係るアドバイス業務
- ・ その他，付随する業務（調整・維持管理記録の提出・報告等）

※ 調整業務には，学校長との調整も含まれます。

(7) 事業者募集等の日程等

事業者の募集及び選定は，地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとします。

なお，本事業は，政府調達に関する協定の適用を受けるものであり，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

事業者選定の手順及びスケジュールは，表 1 のとおり予定しています。ただし，書類等の交付や受付等については，土曜日，日曜日及び国民の祝日のに関する法律に基づく祝日を除き，正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

表 1 事業者選定の手順及びスケジュール（予定）

日 程（予定）	内 容
平成 17 年 6 月 30 日	入札の公告及び入札説明書の公表
6 月 30 日～7 月 6 日	入札説明書等の交付
7 月 7 日	入札説明会の開催
7 月 8 日～15 日	入札説明書に関する質問の受付
7 月 8 日～15 日	現地見学の申込み
7 月 25 日～8 月 18 日	現地見学の実施
8 月 5 日	入札説明書に関する質問及び回答の公表
8 月 8 日～12 日	参加表明書及び資格審査書類の受付
8 月 19 日～25 日	現地見学を踏まえての質問の受付
8 月 29 日	資格確認通知（資格確認結果の公表）
8 月 30 日～9 月 7 日	資格確認結果に対する不服申し立ての受付
9 月 12 日	現地見学を踏まえての質問及び回答の公表
9 月 14 日	不服申し立てに対する回答
9 月 20 日	入札予定価格の通知
10 月 19 日	入札を辞退する場合の入札辞退書提出期限
10 月 20 日	入札の実施（入札書及び提案書の受付）
12 月上旬	事業者の選定・公表（公告）
12 月下旬	仮契約の締結
平成 18 年 1 月下旬	審査講評の公表
2 月中旬	契約議案上程（市会審議 2 月～3 月）
3 月下旬	本契約締結 事業開始（設計，施工，工事監理業務）
8 月 24 日	運用開始（維持管理業務）

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の全体構成

ア 入札参加者は、本事業を実施することを表明する企業（以下「構成企業」といいます。）により構成される者とし、入札参加者は、1つの構成企業とすることも、複数の構成企業の共同とすることも可能とします。

イ 入札参加者の構成企業が複数ある場合は、あらかじめ構成企業のうち1企業を代表企業と定め、その代表企業が入札手続を行うこととします。

ウ 参加表明書及び資格審査書類（一般競争入札参加資格申請書等）の提出時には、構成企業以外の者で、事業開始後、特別目的会社又は構成企業から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について、明らかにすることとします。

なお、入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の入札参加者の構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。

エ 原則として、参加の意思を表明した入札参加者の構成企業の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（競争入札参加停止に該当する場合を除きます。）は、入札提出書類の提出期限までに市と協議を行うこととします。

オ 入札参加者の構成企業は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立を行うこととします。

カ 入札参加者の構成企業には、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る建設業の許可を受けている管工事を行う企業を1企業以上含めることとします。

なお、そのうち、少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が950点以上であることとし、平成7年度以降に完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備工事の元請としての施工実績を有していることとします。

キ 入札参加者の構成企業又は協力企業のいずれかに、設計及び維持管理の各業務に当たる企業を必ず含めるものとします。

(2) 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次の基本的参加資格要件を満たすものとします。

さらに、設計及び維持管理の各業務に当たる企業が入札参加者の構成企業となる場合には、それぞれ次の設計又は維持管理に係る要件を満たすこととします。

ア 基本的参加資格要件

(ア) 京都市競争入札参加有資格者名簿(物品、工事、測量・設計等)に登載されている者、又は参加表明書及び資格審査書類の提出期限までに、「平成17年度に締結が見込まれる物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札等の参加資格等(平成16年12月22日京都市告示第393号)」(以下「京都市告示第393号」といいます。)に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い、適格と認められた者とし、

- (イ) 資格審査書類提出日、入札予定日（入札書及び提案書提出予定日）及び選定事業者決定日の3時点のいずれにおいても、京都市競争入札等取扱要綱（平成6年4月1日制定）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「競争入札参加停止」といいます。）を受けその期間中にある者でないこととします。

イ 設計に当たる者の参加資格要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を有する者を有していること。
- (イ) 平成7年度以降に完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備設計の元請としての実績を有していること。

ウ 維持管理に当たる者の参加資格要件

- (ア) 維持管理を行うに当たって、必要な資格を有する者を専任で配置できること。
- (イ) 平成7年度以降に連続して室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 協力企業に係る要件

協力企業として設計、施工及び維持管理の各業務に当たる企業は、京都市競争入札参加有資格者名簿(物品、工事、測量・設計等)に登載されている者、又は参加表明書及び資格審査書類の提出期限までに、京都市告示第393号に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い、適格と認められた者であることとし、それぞれp.4 (2)イ、ウ、に記載の設計又は維持管理に係る要件を満たすこととします。

(4) 入札参加者の構成企業及び協力企業に係る制限

入札参加者の構成企業及び協力企業は、次のア～ウの要件を満たすこととします。

- ア 市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以下「アドバイザー業務に関与した者」といいます。）並びに資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

株式会社 U F J 総合研究所大阪本社 大阪市西区阿波座1丁目6番1号
弁護士法人 御堂筋法律事務所 大阪市中央区南船場4丁目3番11号
株式会社 東畑建築事務所 大阪市中央区伏見町4丁目4番10号

- イ 京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ウ 入札参加者の構成企業及び協力企業は、競争入札において互いに競争相手であった選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業が出資し設立する特別目的会社（以下「特別目的会社」といいます。）と非選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業が事業実施に当たって元請と下請の関係となることは、公正な競争を阻害

する恐れがあることに鑑み、次に掲げる事項を禁止します。

なお、特別目的会社は、契約の対象となった本事業に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」といいます。）の施工において、特許権その他の排他的権利に係る技術の使用その他やむを得ない事由により、非選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業に建設工事を行わせる必要があるため、あらかじめ文書による市の承諾を得たときは、非選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業に建設工事を請け負わせることができるものとします。

(ア) 特別目的会社は、非選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業のうち施工に当たる者に対し、建設工事を請け負わせること。

(イ) 非選定事業者となった入札参加者の構成企業及び協力企業のうち施工に当たる者は、特別目的会社から、契約の対象となった本事業の建設工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他本事業の契約者となった特別目的会社と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(5) 協力企業の変更等

資格審査書類において表明した協力企業の変更は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、入札書類の提出期限までに市と協議を行うこととします。

3 入札手続き等

(1) 入札説明書等の交付期間、場所

ア 交付期間

公告の日から平成17年7月6日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとします。

イ 交付場所

次の場所において入札説明書等を無償で交付します。併せて申し出があれば、本事業の対象となる小学校及び対象教室を示した作図データ、小学校の建築標準図等の図面データ及び入札書類において詳細な計画を記載していただく朱雀第一小学校、淳風小学校、桂坂小学校、大原野小学校の4校の図面データ（CADデータ）をDVDにて交付します。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3311 FAX 075-222-3317

ウ その他

入札説明書等（作図データ及び図面データを除く）については、京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室学校冷房化担当のホームページ（以下「事業担当ホームページ」といいます。）にも掲載します。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

電話 075-222-3791 FAX 075-256-3947

事業担当ホームページアドレス <http://www.edu.city.kyoto.jp/kankyo/ac/>

電子メールアドレス ac@edu.city.kyoto.jp

(2) 入札説明会の開催

次のとおり、入札に関する説明会を開催します。

なお、入札説明会に関する情報は、事業担当ホームページに掲載しますので、適宜御確認ください。

ア 説明会の日時及び開催場所

開催日時 平成 17 年 7 月 7 日（木）14:00～（受付 13:30～）

開催場所 京都市総合教育センター 1 F 第一研修室

京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町 344 番地（電話：075-371-2340）

※駐車場は、ございません。

イ 参加申込み方法

説明会への参加を希望される方は、入札説明会参加申込書（様式集 様式 1）を事業担当ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載して、平成 17 年 7 月 6 日（水）午後 5 時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください。ただし、やむを得ない場合は、ファックスでの申込みも可とします。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel としてください。

ウ 申込先

京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

電子メールアドレス ac@edu.city.kyoto.jp

FAX 075-256-3947

4 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 入札説明書等に関する質問の提出

入札説明書等に記載の内容に関して、次の要領により質問受付を行います。

ア 質問受付期間

平成 17 年 7 月 8 日（金）～15 日（金） 最終日は午後 5 時まで

イ 質問方法

入札説明書等に関する質問書（様式集 様式 3－1，様式 3－1 別紙）を事業担当ホームページからダウンロードし、質問の内容を簡潔にまとめ、必要な事項を記載、押印した書面及び電子データを収めたフロッピーディスク（ファイル形式は Microsoft Excel としてください。）を持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、書留郵便とすること。

なお、電子メール（ファイル添付）、FAX 等での受付は行いませんので、御注意ください。

ウ 提出先

第 2 3 (1) イ に示す場所

(2) 質問及び回答の公表

平成 17 年 8 月 5 日（金）を目途に、質問の提出者に書面を送付します。

なお、事業担当ホームページにおいて質問及び回答を公表します。

5 現地見学の実施

入札に応募しようとする事業者を対象に、現地見学の機会を設けます。入札書類の作成に当たっては、各小学校の現状を踏まえた計画作成及び見積もり等が必要となりますので、入札に応募しようとする事業者は、この現地見学の機会を積極的に活用してください。

各小学校ごとに、2日間の現地見学可能日を設けます。各小学校ごとの現地見学可能日の設定や現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は【添付資料2】「学校現地見学指定日・指定時間一覧」及び【添付資料3】「現地見学の実施に関する留意事項等」を御覧ください。

(1) 現地見学期間

平成17年7月25日(月)～平成17年8月18日(木)

(2) 現地見学に当たっての主な条件

ア 1校当たり、1事業者2時間程度までとします。

イ 校内の教育活動等に支障のないように留意してください。

ウ 見学には身分証明書を提示のうえ入校し、校内では企業名を記載した腕章を着用してください。

エ 校内には、現地見学会用の駐車スペースを確保しておりません。

オ 校内は、禁煙としております。

(3) 申込み方法

現地見学への参加を希望される方は、現地見学申込書(様式集 様式2)を事業担当ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載して、平成17年7月8日(金)～15日(金)午後5時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください。ただし、やむを得ない場合は、ファックスでの申込みも可とします。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excelとしてください。

(4) 申込先

京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

電子メールアドレス ac@edu.city.kyoto.jp

FAX 075-256-3947

6 現地見学を踏まえての質問及び回答

(1) 現地見学を踏まえての質問の提出

現地見学を踏まえ、次の要領により質問受付を行います。

ア 質問受付期間

平成17年8月19日(金)～25日(木) 最終日は午後5時まで

イ 質問方法

現地見学を踏まえての質問書(様式集 様式3-2, 様式3-2別紙)を事業担当ホームページからダウンロードし、質問の内容を簡潔にまとめ、必要な事項を記載、押印した書面及び電子データを収めたフロッピーディスク(ファイル形式はMicrosoft Excelとしてください。)を持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、書留郵便とすること。

なお、電子メール（ファイル添付）、FAX等での受付は行いませんので、御注意ください。

ウ 提出先

第2 3 (1) イ に示す場所

(2) 質問及び回答の公表

平成17年9月12日（月）を目途に、質問の提出者に書面を送付します。

なお、事業担当ホームページにおいて質問及び回答を公表します。

7 入札参加資格確認の手続（第一次審査）

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、入札参加者ごとの代表企業によって、次に掲げる資格審査書類を提出し、審査を受けなければなりません。

ア 参加表明書（様式集 様式4）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式集 様式5）

ウ 添付書類（様式集 様式6から様式13に基づく書類）

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間及び提出場所は、次のとおりとします。

ア 提出受付期間

平成17年8月8日（月）～12日（金）。ただし、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

第2 3 (1) イ に示す場所

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 参加資格の審査結果及び入札予定価格の通知

資格審査書類の受領後、入札参加資格確認を行い、その結果は、平成17年8月29日（月）を目途に入札参加者の代表企業に一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。また、その結果を事業担当ホームページなどを通じて公表します。

なお、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

また、入札参加資格があると認めた者が2者以上の場合に、当該資格があると認めた者に対して、平成17年9月20日（火）を目途に入札予定価格を書面で通知します。

(4) 入札参加資格がないと認められた者の不服申し立て及び説明請求

入札参加資格がないと認められた者は、代表企業によって、書面により、市長に対し不服申し立て及び説明請求をすることができます。

ア 書面の提出期限

平成 17 年 8 月 30 日（火）～9 月 7 日（水）午後 5 時まで

イ 書面の提出場所

第 2 3 (1) イ に示す場所

ウ 回答期限及び方法

平成 17 年 9 月 14 日（水）までに、書面により回答します。

(5) 入札参加資格確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当するときは、上記 (3) による通知を取消し、改めてその旨を通知するものとします。

ア 入札参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市契約事務規則第 2 条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他、市長が、特に入札に参加させることを不適當であると認めたとき。

8 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

入札参加資格があると認められた者は、代表企業によって入札書類を提出すること。

ア 入札日時

平成 17 年 10 月 20 日（木）午前 10 時

イ 入札場所

京都市理財局財務部調度課第一入札室

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、平成 17 年 10 月 19 日（水）午後 5 時までに、第 2 3 (1) イ に示す場所に入札書類を必着させること。

エ 提出書類

入札書及び提案書（正本）各 1 部とします。

また、提案書（副本）各指定の部数及び入札書類のデータを保存した電子媒体（CD-ROM）3 部については、平成 17 年 10 月 20 日（木）午後 5 時までに、第 2 3 (1) イ に示す場所に提出してください。

なお、提出書類（電子媒体を含む）の詳細は、様式集に記載のとおりとします。

(2) 入札価格の記載方法

入札価格の記載方法は、「別紙 入札価格の算定方法について」を参照のこと。

(3) 提出方法

入札書は、任意の封筒に入れ、表面には、「入札書」と記載し、裏面には、入札参加資格があると認められた者の代表企業の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者名を記載したうえ、封印をしてください。

(4) 入札方法

入札は、入札参加資格があると認められた者又はその代理人の立会いのうえ、行うものとし、入札参加資格があると認められた者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとします。

なお、当該入札では、入札価格が入札予定価格を超えていないことを確認します。この際に、入札価格の公表は行いません。

(5) 入札の辞退

入札参加資格があると認められた者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式集 様式 54）を提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 提出期限

平成 17 年 10 月 19 日（水）午後 5 時まで

イ 提出場所

第 2 3 (1) イ に示す場所

(6) 入札の無効

京都市契約事務規則第 6 条各号（第 3 号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とします。

(7) 入札書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。また、提出された入札書類は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しません。

なお、提出された入札書類は、返却しません。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

ウ 入札書類の変更等の禁止

入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(8) 提案書類に関するヒアリング

10(1)に記載の京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会において必要と認めた場合には、平成 17 年 11 月下旬を目途に、入札参加資格があると認められた者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施します。

なお、開催日時及び開催場所等の詳細については、入札参加資格があると認められた者の代表企業に通知します。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金

市に対して契約保証金を納付するものとします。保証金額は、契約金額のうち「別紙 入札価格の算定方法について」に規定する施設整備費相当の 100 分の 30 以上とします。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事の履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 落札者の決定方法等

(1) 審査委員会の設置

本事業を実施することとなる事業者を選定するため、学識経験者等で構成する京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を平成 17 年 6 月 1 日に設置しました。

審査委員会は、落札者選定基準に基づき、提出された入札書類の提案内容の審査、評価を行い、その結果を市に答申します。市は、答申を受けて、落札者を決定します。

なお、審査委員会の委員は、次の 8 名で構成し、審査委員会は、非公開としています。

表 2 審査委員会委員名簿

委員名	役 職 等
小幡 寛子	中央青山監査法人 公認会計士
高桑 三男	京都市教育委員会事務局 教育次長
谷脇 郁夫	京都市都市計画局公共建築部 担当部長
手塚 哲央	京都大学大学院エネルギー科学研究科 教授
東山 力	京都市総合教育センター 顧問
町田 玲子	京都府立大学人間環境学部 教授
村岡 省子	京都市小学校 P T A 連絡協議会 副会長
村田 隆紀	京都教育大学 名誉教授

(2) 第一次審査（入札参加資格等の審査）

第一次審査では、入札参加者として備えるべき参加資格要件及び本事業を取り扱うに際して必要な能力があると認められるに値する実績を有しているかどうかを審査します。

ア 資格審査

入札参加を表明する者が入札説明書に示す参加資格要件を満たし、かつ、構成員の制限に係る事項に該当しないかについて、提出書類に基づき審査を行います。

イ 実績審査

入札参加を表明する者が入札説明書に示す実績要件を満たしているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行います。

(3) 第二次審査（入札書類の審査）

ア 第二次審査の方法

落札者選定基準に基づき、審査委員会において入札書類の提案内容の審査を行います。入札価格及びその他の条件を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を選定します。

イ 第二次審査における評価項目等

評価項目は以下のとおりですが、具体的な内容は落札者選定基準によります。

(7) 基礎審査

事業者の提案内容が、市の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認します。確認の結果、事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、明らかに水準を満たしていないと確認される場合や記載のない場合は失格とします。

(4) 審査項目に基づく審査

落札者選定基準により、次の審査項目について、審査委員会において審査し、得点化します。評価に基づく各項目の得点の合計（審査点）と定量的評価の得点（価格点）、及び基礎審査により適格となった場合に付与される基礎点の3つの総計により最も優秀な提案を行った者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

- ・ 事業計画に関する項目
- ・ 設備整備に関する項目
- ・ 維持管理に関する項目
- ・ その他

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室です。

1 1 選定事業者に対する小学校図面データの交付

落札者決定後、速やかな事業実施に向けた準備をしていただくために、市は選定事業者に対して、本事業の対象となる全小学校の図面データ（CADデータ）を交付する予定です。

1 2 手続きにおける交渉の有無

開札後の契約手続きにおいて、入札条件の変更を伴う交渉は行いません。

1 3 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならないものとします。

1 4 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定書に基づき本事業の遂行者（事業予定者）を特別目的会社として、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社を速やかに設立するものとします。

なお、特別目的会社に出資する者は、必ず入札参加者の構成企業とします。

1 5 事業契約書の締結等

(1) 事業契約書の締結

落札者は、出資し設立した特別目的会社と市の間で、事業契約を締結させなければなりません。事業契約書には、選定事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、施工業務及び維持管理・運営業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定めます。

(2) 契約金額

契約金額については、「別紙 入札価格の算定方法について」を参照のこと。

(3) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意してください。

(4) 違約金の支払い

落札者は、市と事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととします。

事業契約書締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とします。

1 6 支払条件等

選定事業者に対する市の支払いは、選定事業者が実施する空気調和設備等の設計、工事監理及び施工に係る対価（以下「施設整備費相当」といいます。）と維持管理に係る対価（以下「維持管理費相当」といいます。）から成ります。市は、施設整備費相当と維持管理費相当を選定事業者に対し、P F I 法第 10 条第 1 項に規定する市と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払います。

(1) 支払期間・回数等

ア 施設整備費相当

(ア) 施設整備費相当のうち一括支払分並びにこれに係る消費税及び地方消費税は、事業契約書により、平成 19 年 5 月 31 日までに支払うものとします。

(イ) 施設整備費相当のうち割賦支払分並びにこれに係る消費税及び地方消費税、割賦金利分について、市は、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を割賦方式により支払うものとします。

イ 維持管理費相当

維持管理費相当について、市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認したうえで、事業契約書に定める時期に定める額を選定事業者を支払います。

(2) サービス対価の改定

「別紙 入札価格の算定方法について」に規定するサービス対価の改定は以下のとおりとします。

ア サービス対価の維持管理費相当について、物価変動（日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の変動）に応じて、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行います。

イ 施設整備費相当の改定は行いません。

17 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定はありません。

18 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、PFI法第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第32号）第2条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約であるため、議会の議決を得られた後に本契約を締結します。

なお、市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用はすべて各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとします。

19 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、事業担当ホームページなどを通じて行います。

(2) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(3) 入札に伴う費用負担

事業者の入札にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

第3 事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとします。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

特別目的会社に対して出資を行った者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、事前に市が書面による承諾を行った場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、市に対して有する空気調和設備等の設計及び施工並びに維持管理業務の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することができないものとします。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、市に対して有する空気調和設備等の設計及び施工並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができないものとします。

2 市と選定事業者の責任区分

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、空気調和設備等の設計及び施工並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとします。

なお、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書で定めるものとします。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していません。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で市は必要な協力を行います。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の措置は想定していません。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行います。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施されます。また、市は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行います。

市は原則として選定事業者に対して連絡等を行います。必要に応じて市と本件に関わるすべての企業との間で直接連絡調整等を行う場合があります。この場合において、市と施工企業等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告します。

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがあります。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と選定事業者は誠意をもって協議することとします。

(3) 業務内容

ア 業務内容

設計・工事監理・施工業務及び維持管理業務については、事業契約書及び要求水準書によります。

イ 業務の委託

選定事業者は、前項のアに示した業務の一部を、あらかじめ市の承諾を得たうえで、入札参加表明時において構成企業又は協力企業として示した者以外の第三者に下請け又は委託することができます。

(4) 市による施設整備業務の確認及び維持管理・運営業務のモニタリング

市は、選定事業者が、定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下のモニタリングを行います。

なお、維持管理業務について要求水準を達成していないと認められる場合、市は、当該業務に係る維持管理費相当の減額等を行います。（減額の条件、手続き等については、事業契約書によります。）

ア 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行います。また、定期的に行う確認のほか、市が必要と認める場合には、随時確認を行います。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とします。

(ア) 設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が要求した水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。ただし、この確認は、設計された空気調和設備等の水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。

(イ) 施工時

選定事業者は、適宜、工事施工等の状況について市の確認を受けることとします。ただし、この確認は、施工等の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。

また、選定事業者は、市が要請した際には、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとします。

(ウ) 工事完成・空気調和設備の引渡し時

選定事業者は、施工記録を備え、現場で市の確認を受けるものとします。この際、市は、空気調和設備の状態が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。(ただし、この確認は、空気調和設備等の水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。空気調和設備等の水準に関しては、事業契約期間にわたり、選定事業者が担保する義務があります。)

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めます。

(エ) 空気調和設備の運用開始後

市は、空気調和設備の運用開始後において、定期的に業務の実施状況を確認します。特に、提案書に示された想定性能（エネルギー使用に係る燃費等）について、実際の性能との乖離があるか否かについて確認を行います。

イ 支払の減額等

維持管理・運營業務のモニタリングを行った結果、事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理費相当の減額等を行います。(減額の条件、手続き等については、事業契約書によります。)

ウ 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 箇月以内に市に提出するものとします。また、市は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとします。

(5) 土地の使用等

選定事業者は、対象校の敷地及び建物等のうち学校長が許可した部分について、建設期間中無償で使用することができます。

5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしていますので、この点に留意して、提案を行うこととします。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこととします。

6 その他

(1) 事業の終了

事業期間が終了する以前における事業の終了について、以下のとおりとします。（事業終了についての詳細な条件、手続き等については事業契約書によります。）

ア 選定事業者の債務不履行等に基づく市による契約解除

市は、選定事業者の債務不履行等が認められる場合、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができることとします。

イ 市の責に帰すべき事由に基づく選定事業者による解除

事業者は、市が市の責に帰すべき事由に基づき、履行すべき支払いを遅延した場合、市との契約を解除し、事業を終了させることができることとします。

ウ 不可抗力事由に基づく解除

市は、整備された空気調和設備等が、市及び選定事業者双方の責めに帰すことができない事由により使用することが困難であると判断した場合、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができることとします。

エ 本事業に直接関係する法令変更が行われた場合等の解除

市は、本事業に直接関係する法令の変更等が行われた場合、又は選定事業者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合、選定事業者と協議のうえ、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができることとします。

オ その他の事由に基づく解除

市は、自ら空気調和設備等を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して180日以上前に書面で通知したうえで、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができることとします。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、事業担当ホームページに掲載します。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ場合は、入札保証金を徴収し、かつ競争入札参加停止とします。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札価格が市の設定する予定価格を超える場合、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表します。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に当たっては、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」といいます。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令によることとします。

- ・ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・ 学校保健法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年 5 月 25 日法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年 8 月 1 日法律第 139 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年 11 月 16 日法律第 234 号）
- ・ 学校環境衛生の基準（平成 4 年 6 月 23 日文部省体育局長裁定）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）
- ・ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年 12 月 25 日京都府条例第 33 号）
- ・ 京都市建築基準条例（平成 13 年 4 月 5 日条例第 1 号）
- ・ 京都市風致地区条例（昭和 45 年 4 月 9 日条例第 7 号）
- ・ 京都市市街地景観整備条例（昭和 47 年 4 月 20 日条例第 9 号）
- ・ 京都市環境基本条例（平成 9 年 3 月 31 日条例第 92 号）
- ・ 京都市環境影響評価等に関する条例（平成 10 年 12 月 21 日条例第 44 号）
- ・ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（昭和 29 年 8 月 12 日条例第 21 号）

- ・ 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（平成 15 年 12 月 26 日条例第 45 号）
 - ・ 京都市火災予防条例（昭和 23 年 10 月 1 日条例第 96 号）
 - ・ 京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年 12 月 24 日条例第 26 号）
 - ・ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 82 号）
 - ・ 京都市道路占用規則（昭和 28 年 6 月 25 日規則第 38 号）
 - ・ 京都市自家用電気工作物保安規定（平成 16 年 7 月 30 日版）
 - ・ 京都市契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日）
- ※ その他、本事業を行うに当たり必要とされる関係法令，条例，規則，基準及び指針等を含むものとします。

第 4 提出書類

様式集を参照してください。

別紙 入札価格の算定方法について

1 サービス対価の基本的な考え方

本件事業のサービス対価は、施設整備費相当に係るサービス対価と、維持管理費相当に係るサービス対価から構成されます。施設整備費相当に係るサービス対価には、市が地方債の許可等に基づき、施設整備費相当に係るサービス対価の一部を一括で支払う一括支払い分（施設整備費相当に係るサービス対価全体の 5/13）と、施設整備費相当に係るサービス対価から一括支払い分を除いた額を事業期間にわたり割賦で支払う割賦支払い分（施設整備費相当に係るサービス対価全体の 8/13）があります。

選定事業者は、設計及び施工並びに維持管理のサービスを一体として京都市に提供し、そのサービスに対し、市は対価を一体として支払います。

なお、市に対する支払請求権（債権）は、一体不可分とします。

市は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、施設整備費相当に係るサービス対価と維持管理費相当に係るサービス対価を、施設の引渡日以後、市と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたり、選定事業者に対し、支払うものとします。

2 入札価格と落札価格の関連について

入札価格は、入札金額内訳書（「様式集 様式 46」）に示す施設整備費相当額及び維持管理費相当額を合計した金額とします。

落札決定に当たっては、入札書（「様式集 様式 17」）に記載された金額に、当該金額から割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税及び地方消費税。以下、「消費税」という）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

なお、落札価格は、契約金額となります。

3 落札価格とサービス対価の関連について

本件事業のサービス対価の総額は、落札価格（すなわち契約金額）とします。

サービス対価のうち施設整備費相当に係るサービス対価は、入札参加者が提案する本件施設の施設整備費相当額として定める金額に、施設整備費相当額から割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額とします。

また、維持管理費相当のサービスの対価は、入札参加者が提案する本件施設の維持管理費相当額として定める金額に、維持管理費相当額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額とします。

4 入札価格の算定方法

本件事業の入札価格の算定方法は、下記のとおりとします。

(1) 施設整備費相当額の算定

施設整備費相当額は、下記の方法により算定することとします。

ア 施設整備費相当額の算定

入札参加者が提案する初期投資費用である本件工事費等を元本の金額とし、元本金額から消費税相当額控除後の施設整備費相当に係るサービス対価の一括支払い分を除いた額に、入札参加者が提案する固定金利（基準金利＋スプレッド）に基づき、平成 19 年度から平成 30 年度までの返済期間 12 年間の元利金等返済の方式により算出された金利の合計額（以下、「割賦手数料」という。）を合わせた金額とします。

イ 工事費等の構成

本件工事費等として支払う費用には、設計費、建設工事費（直接工事費及び共通費）、工事監理費、各種手続・申請費、各種調査・対策費、市への所有権移転に伴う費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、ファイナンス組成費、保険料及びその他の費用を含むものとします。

ウ 割賦手数料

割賦手数料は本件施設の引渡し日以降に発生するものとします。また、割賦手数料は、基準金利と入札参加者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、落札者決定日における午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 L I B O R ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとします。

なお、入札価格における基準金利は、平成 17 年 9 月 20 日（火）の午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 L I B O R ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとすること。また、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日とが相違していることに充分留意の上、入札価格を決定すること。

(2) 維持管理費相当額の算定

維持管理費相当額には、各維持管理業務に係る人件費、物件費、事業者の負担する消耗品費、契約期間中の設備等の修繕・更新費、特別目的会社の利益及び運営費（人件費、一般管理費、事務費、法人税、その他事業を実施するために特別目的会社が必要とする費用を含む。）、公租公課、保険料及びその他の費用を含むものとします。

(3) 入札金額の内訳

上記(1)及び(2)に示す入札金額の内訳は、事業者が提案書において提出する内訳書のとおりとします。

対象校一覧

添付資料 1

注：外字については，類似の文字を使用しています。

No.	学 校 名	所 在 地
001	元町小学校	京都市北区小山西元町14番地
002	上賀茂小学校	京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1番地
003	柊野小学校	京都市北区上賀茂女夫岩町21番地
004	大宮小学校	京都市北区大宮中ノ社町37番地
005	待鳳小学校	京都市北区紫竹西北町1番地の3
006	鳳徳小学校	京都市北区紫野上鳥田町30番地
007	紫竹小学校	京都市北区紫竹下園生町26番地
008	鷹峯小学校	京都市北区鷹峯北鷹峯町4番地の1
009	紫明小学校	京都市北区小山東大野町55番地
010	紫野小学校	京都市北区紫野下築山町21番地
011	柏野小学校	京都市北区紫野郷之上町36番地
012	楽只小学校	京都市北区紫野西舟岡町2番地
013	金閣小学校	京都市北区平野上柳町61番地の1
014	大將軍小学校	京都市北区大將軍南一条町48番地の2
015	中川小学校	京都市北区中川北山町46番地
016	室町小学校	京都市上京区室町通上立売上る室町頭町261番地
017	京極小学校	京都市上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658番地
018	乾隆小学校	京都市上京区寺之内千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919番地の3
019	翔鸞小学校	京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町671番地
020	正親小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170番地
021	洛中小学校	京都市中京区壬生坊城町57番地の1
022	朱雀第一小学校	京都市中京区壬生朱雀町8番地の2
023	朱雀第二小学校	京都市中京区西ノ京左馬寮町3番地の1
024	朱雀第四小学校	京都市中京区西ノ京笠殿町164番地
025	朱雀第六小学校	京都市中京区西ノ京車坂町15番地の5
026	朱雀第七小学校	京都市中京区壬生東土居ノ内町20番地
027	朱雀第八小学校	京都市中京区西ノ京中御門西町25番地
028	六条院小学校	京都市下京区河原町通上枳殻馬場上る若松町420番地
029	植柳小学校	京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番地
030	醒泉小学校	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地
031	淳風小学校	京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町609番地の1
032	七条小学校	京都市下京区西七条石井町61番地
033	西大路小学校	京都市下京区七条御所ノ内西町71番地の1
034	七条第三小学校	京都市下京区西七条西石ヶ坪町5番地
035	九条弘道小学校	京都市南区西九条春日町13番地
036	九条塔南小学校	京都市南区西九条御幸田町109番地
037	南大内小学校	京都市南区八条内田町20番地の2
038	唐橋小学校	京都市南区唐橋西寺町65番地
039	陶化小学校	京都市南区東九条中御霊町55番地
040	東和小学校	京都市南区東九条南烏丸町19番地
041	山王小学校	京都市南区東九条東山王町27番地
042	吉祥院小学校	京都市南区吉祥院船戸町34番地

No.	学 校 名	所 在 地
043	上鳥羽小学校	京都市南区上鳥羽城ヶ前町16番地
044	大藪小学校	京都市南区久世大藪町62番地
045	明德小学校	京都市左京区岩倉忠在地町221番地
046	岩倉南小学校	京都市左京区岩倉下在地町340番地の1
047	岩倉北小学校	京都市左京区岩倉忠在地町5番地
048	八瀬小学校	京都市左京区八瀬秋元町578番地
049	大原小学校	京都市左京区大原来迎院町22番地
050	市原野小学校	京都市左京区静市野中町105番地
051	静原小学校	京都市左京区静市静原町1125番地の1
052	鞍馬小学校	京都市左京区鞍馬本町632番地
053	八桝小学校	京都市左京区花背八桝町20番地の1
054	第三錦林小学校	京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6番地
055	第四錦林小学校	京都市左京区吉田上阿達町15番地の2
056	新洞小学校	京都市左京区仁王門通新東洞院西入新東洞院町252番地
057	北白川小学校	京都市左京区北白川別当町70番地
058	養正小学校	京都市左京区田中飛鳥井町1番地
059	養徳小学校	京都市左京区田中上大久保町24番地
060	下鴨小学校	京都市左京区下鴨宮崎町4番地の2
061	葵小学校	京都市左京区下鴨東梅ノ木町8番地
062	修学院小学校	京都市左京区修学院冲殿町1番地
063	上高野小学校	京都市左京区上高野松田町8番地
064	修学院第二小学校	京都市左京区一乗寺里ノ西町35番地
065	松ヶ崎小学校	京都市左京区松ヶ崎堀町40番地
066	新道小学校	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地
067	六原小学校	京都市東山区松原通大和大路東入2丁目轆轤町82番地
068	清水小学校	京都市東山区清水二丁目204番地の2
069	一橋小学校	京都市東山区本町通10丁目東入下池田町527番地
070	月輪小学校	京都市東山区本町通三ノ橋上る本町十七丁目358番地
071	今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町27番地の3
072	山階小学校	京都市山科区西野大手先町20番地
073	山階南小学校	京都市山科区東野八代10番地
074	安朱小学校	京都市山科区安朱山川町17番地
075	鏡山小学校	京都市山科区御陵血洗町18番地
076	陵ヶ岡小学校	京都市山科区御陵岡町45番地
077	音羽小学校	京都市山科区音羽森廻リ町32番地
078	音羽川小学校	京都市山科区音羽西林36番地
079	大塚小学校	京都市山科区大塚野溝町59番地
080	勸修小学校	京都市山科区勸修寺東栗栖野町42番地
081	百々小学校	京都市山科区西野山百々町173番地の1
082	大宅小学校	京都市山科区大宅五反畑町69番地の2
083	嵯峨小学校	京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町35番地の1
084	広沢小学校	京都市右京区嵯峨広沢西裏町25番地
085	嵐山小学校	京都市右京区嵯峨柳田町35番地の1
086	常磐野小学校	京都市右京区太秦京ノ道町20番地の5
087	嵯峨野小学校	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町53番地

No.	学 校 名	所 在 地
088	御室小学校	京都市右京区御室堅町19番地
089	宇多野小学校	京都市右京区宇多野上ノ谷8番地
090	花園小学校	京都市右京区花園車道町1番地
091	高雄小学校	京都市右京区梅ヶ畑奥殿町15番地
092	京北第一小学校	京都市右京区京北周山町下寺田11番地
093	京北第二小学校	京都市右京区京北塔町中筋浦8番地の1
094	京北第三小学校	京都市右京区京北上弓削町弾正27番地
095	太秦小学校	京都市右京区太秦奥殿町1番地の1
096	南太秦小学校	京都市右京区太秦前ノ田町22番地
097	安井小学校	京都市右京区太秦安井柳通町14番地の1
098	西院小学校	京都市右京区西院春日町3番地の1
099	山ノ内小学校	京都市右京区山ノ内山ノ下町22番地
100	梅津小学校	京都市右京区梅津中村町38番地
101	梅津北小学校	京都市右京区梅津開ヶ町16番地
102	西京極小学校	京都市右京区西京極芝ノ下町29番地の1
103	西京極西小学校	京都市右京区西京極藪開町4番地の1
104	葛野小学校	京都市右京区西京極葛野町2番地
105	川岡小学校	京都市西京区川島滑樋町14番地
106	川岡東小学校	京都市西京区下津林東大般若町44番地
107	檜原小学校	京都市西京区檜原三宅町24番地
108	松尾小学校	京都市西京区松尾井戸町32番地
109	嵐山東小学校	京都市西京区嵐山東海道町46番地
110	松陽小学校	京都市西京区御陵北山下町15番地
111	桂小学校	京都市西京区桂巽町75番地の5
112	桂徳小学校	京都市西京区桂徳大寺町25番地の1
113	桂川小学校	京都市西京区桂上野西町40番地
114	桂東小学校	京都市西京区桂市ノ前町31番地
115	大枝小学校	京都市西京区大枝塚原町4番地の44
116	桂坂小学校	京都市西京区御陵大枝山町二丁目1番地の52
117	新林小学校	京都市西京区大枝西新林町四丁目4番地
118	境谷小学校	京都市西京区大原野西境谷町三丁目5番地
119	竹の里小学校	京都市西京区大原野東竹の里町四丁目1番地
120	上里小学校	京都市西京区大原野上里南ノ町300番地
121	福西小学校	京都市西京区大枝南福西町一丁目7番地
122	大原野小学校	京都市西京区大原野灰方町439番地
123	深草小学校	京都市伏見区深草西伊達町82番地の3
124	稲荷小学校	京都市伏見区深草開土町12番地の1
125	藤ノ森小学校	京都市伏見区深草石橋町11番地の2
126	藤城小学校	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町37番地
127	砂川小学校	京都市伏見区深草ケナサ町25番地の5
128	竹田小学校	京都市伏見区竹田桶ノ井町8番地の2
129	桃山小学校	京都市伏見区桃山町本多上野107番地
130	桃山東小学校	京都市伏見区桃山町伊庭12番地
131	桃山南小学校	京都市伏見区桃山町大島38番地の109
132	醍醐小学校	京都市伏見区醍醐東大路町31番地の1

No.	学 校 名	所 在 地
133	小栗栖小学校	京都市伏見区小栗栖森本町47番地の4
134	小栗栖宮山小学校	京都市伏見区小栗栖宮山1番地の1
135	池田小学校	京都市伏見区醍醐鍵尾町17番地
136	池田東小学校	京都市伏見区醍醐多近田町2番地の2
137	春日野小学校	京都市伏見区日野田中町31番地
138	日野小学校	京都市伏見区日野谷寺町78番地
139	石田小学校	京都市伏見区石田森西24番地
140	醍醐西小学校	京都市伏見区醍醐川久保町1番地
141	北醍醐小学校	京都市伏見区醍醐片山町11番地
142	伏見板橋小学校	京都市伏見区下板橋町610番地
143	伏見住吉小学校	京都市伏見区住吉町455番地
144	下鳥羽小学校	京都市伏見区下鳥羽長田町86番地の2
145	横大路小学校	京都市伏見区横大路草津町54番地の1
146	納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺1番地
147	向島小学校	京都市伏見区向島善阿弥町2番地の3
148	向島藤の木小学校	京都市伏見区向島藤ノ木町82番地の5
149	向島南小学校	京都市伏見区向島津田町95番地の1
150	向島二の丸小学校	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地
151	二の丸北小学校	京都市伏見区向島二ノ丸町300番地
152	神川小学校	京都市伏見区久我東町60番地の2
153	久我の杜小学校	京都市伏見区久我東町209番地
154	羽束師小学校	京都市伏見区羽束師菱川町640番地
155	明親小学校	京都市伏見区淀池上町106番地
156	美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町1244番地

添付資料2

通番号	学校名	7月																				8月																																											
		25				26				27				28				29				1				2				3				4				5				8				9				10				16				17				18			
		月				火				水				木				金				月				火				水				木				金				月				火				水				火				水				木			
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④												
001	元町小学校	●																																																															
002	上賀茂小学校			●																																																													
003	柊野小学校	●																																																															
004	大宮小学校	●																																																															
005	待鳳小学校					●																																																											
006	鳳徳小学校	●																																																															
007	紫竹小学校	●																																																															
008	鷹峯小学校																																																																
009	紫明小学校		●																																																														
010	紫野小学校		●																																																														
011	柏野小学校		●																																																														
012	楽只小学校		●																																																														
013	金閣小学校		●																																																														
014	大將軍小学校			●																																																													
015	中川小学校			●																																																													
016	室町小学校			●																																																													

添付資料2

[illegible]

添付資料2

[illegible]

現地見学の実施に関する留意事項等

入札説明書第 2 の 5 に基づく現地見学の実施に関する要領及び留意事項は、次のとおりです。

(1) 現地見学対象校

- ・ 京都市立小学校冷房化等事業対象校：156 校

(2) 実施期間及び時間帯

ア 期間 平成 17 年 7 月 25 日（月）～8 月 18 日（木）

- ＊ 土曜日、日曜日及び学校閉鎖日を除きます。
- ＊ 1 校当たり 2 日間（1 日 2 時間程度）とします。

イ 次のいずれかの時間帯で割り振りします。

午前：①9 時～11 時 ②10 時～12 時

午後：③2 時～4 時 ④3 時～5 時

- ＊ 指定日及び指定時間帯については、添付資料 2 「学校現地見学指定日・指定時間一覧」により確認してください。

なお、指定日及び指定時間以外の見学はできません。

- ＊ 申し込み状況により、同時時間帯に複数の事業者が現地見学を行うことがあります。

(3) 見学の対象となる箇所

- ・ 空調設備を設置する教室内、校舎周り、分電盤、受変電設備、敷地周辺等。

(4) 参加申込方法

- ・ 現地見学への参加には各企業単位で事前の申込みが必要です。
- ・ その他、第 2 5 (3)及び(4)に記載の方法によるものとします。

(5) 申込書の記入方法

- ・ 参加申込書のファイルは「申込書」と「申込書添付書類」の 2 シートで構成されています。
- ・ 「申込書」には、各企業の代表となる 1 名の方の連絡先を御記入ください。
- ・ 「申込書添付書類」には、小学校ごとに見学可能日（2 日間）を示していますので、小学校ごとに希望する日付の欄に○印を記入してください。（2 日間とも見学を希望されても結構です。）また、参加者の欄には、各小学校ごとに当日の参加者全員の所属及び氏名を記入してください。

(6) 現地見学当日の留意事項

- ・ 学校指定日及び指定時間は厳守のうえ、現地に集合してください。集合場所は管理棟(職員室がある校舎)前とします。代表者が職員室に出向き、到着した旨を伝えてください。
- ・ 学校敷地内においては、禁煙とします。また、車の乗り入れも禁止します。
- ・ 現地見学の際には、校内では企業名を記載した腕章または名札等を着用し、身分証明書を持参してください。
- ・ 1校当たりの見学時間は2時間程度までとします。
- ・ 基本的には、自由に校舎内を見学することはできません。見学可能な教室については、学校教育活動等の都合によりますので、必ず学校職員の指示に従ってください。
- ・ 見学時には、小学校個別の計画条件等に関する質問にはお答えしません。別途、【様式集 様式3-2「現地見学を踏まえての質問書」】に記入し、送付してください。
- ・ 見学時に必要となるものは各自で用意してください。(上靴等)
その他、学校教育活動等に支障のないように留意してください。